令和8年11月17日

第3回青森県障がい者施策推進協議会

資料1－2

条例案（全文）

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

（目的）

第一条　この条例は、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び障がい福祉サービス事業者の責務並びに障がい者関係団体の役割を明らかにするとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　障がい者　身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病に起因する障がい、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三　障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくり　障がい及び障がい者に対する理解が深められ、障がいを理由とした差別が解消され、並びに障がい者の自立及び社会参加が推進されることにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい環境の整備をいう。

四　障がい者関係団体　障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条　障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくり（以下「共生社会づくり」という。）の推進は、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることへの理解並びに障がい及び障がい者に対する理解が深められること。

二　全ての県民が障がいを理由に差別することもされることもない社会が実現されること。

三　全ての障がい者が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

四　全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できること。

五　全ての障がい者が、災害その他非常の事態の場合においても地域社会において安全かつ安心な生活が確保されること。

六　全ての障がい者が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

七　全ての障がい者及びその家族等が安心して生活を営むことができる環境並びに全ての障がい児を育てる者が安心して子育てできる環境が確保されること。

八　障がい者の意思決定に係る支援が行われるに当たっては、当該障がい者の意思及び選好が最大限に尊重されるとともに、当該障がい者の最善の利益が考慮されること。

九　県、市町村、県民、事業者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者関係団体が相互に連携し、及び協力すること。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める共生社会づくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会づくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び市町村の協力を得てこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第五条　県民は、基本理念にのっとり、共生社会づくりの推進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、共生社会づくりの推進の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（障がい福祉サービス事業者の責務）

第七条　障がい者に対する福祉サービスの提供を業とする者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）は、基本理念にのっとり、障がい者の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、その職務を遂行するよう努めなければならない。

（障がい者関係団体の役割）

第八条　障がい者関係団体は、基本理念にのっとり、その活動に関し、県が実施する共生社会づくりの推進に関する施策に協力するものとする。

（啓発）

第九条　県は、共生社会づくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（差別の禁止）

第十条　何人も、障がい者及びその家族等に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第十一条　県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第十二条　県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者（当該障がい者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がい者の家族その他の関係者を含む。）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、建設的対話（当該意思の表明に係る社会的障壁の除去の実施に向けてその方法等について対話することをいう。）をするよう努めなければならない。

2　前項の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）

第十三条　県は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口の設置、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制を整備するものとする。

（生活支援に関する施策）

第十四条　県は、障がい者が地域社会において自立した生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（福祉サービスに関する施策）

第十五条　県は、障がい者に対して提供される福祉サービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する研修の実施、関係機関の連携の強化のための支援等必要な施策を講ずるものとする。

（医療の給付等を要する障がい者に関する施策）

第十六条　県は、障がい者が障がいの状態等に応じた医療又は介護の給付を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（障がい児に関する施策）

第十七条　県は、障がい児が健やかに成長できるよう、その発達に応じ、障がい児及び障がい児の家族等が適切な支援を受けられるために必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、障がい児が生活を営む施設に入所する障がい児が家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（医療的ケア児等に関する施策）

第十八条　県は、医療的ケア児等（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第三項に規定する医療的ケア児等をいう。以下同じ。）及び重症心身障害者（同条第四項に規定する重症心身障害者をいう。以下同じ。）並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境に関する施策）

第十九条　県は、障がい者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、県民が日常生活において障がい者に対して適切に配慮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

３　県は、障がい者の優先的な利用のために設けられた設備等の適切な使用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（情報の円滑な取得等に関する施策）

第二十条　県は、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　意思疎通手段の利用の促進については、青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（令和二年三月青森県条例第三号）の定めるところによるものとする。

３　手話についての理解及びその習得の促進については、青森県手話言語条例（令和二年七月青森県条例第三十三号）の定めるところによるものとする。

（災害時等における施策）

第二十一条　県は、災害その他非常の事態の場合において、障がい者がその安全を確保するために必要となる情報が迅速かつ的確に伝達され、及び障がい者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、障がい者の避難所の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる避難所の体制の整備その他の障がい者の避難所における良好な生活環境の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

３　県は、市町村が障がい者に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画を作成する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（学校教育に関する施策）

第二十二条　県は、学校教育において、個々の障がいのある幼児、児童、生徒及び学生が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、学校教育において、障がいのある幼児、児童、生徒及び学生と障がいのない幼児、児童、生徒及び学生とが、共に教育を受けられるようにするとともに、相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（雇用に関する施策）

第二十三条　県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な雇用の機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する施策）

第二十四条　県は、県民が障がいの有無にかかわらずスポーツに参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、スポーツを通じて県民の間における障がい及び障がい者に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

３　県は、障がい者が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、当該スポーツの指導者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動に関する施策）

第二十五条　県は、県民が障がいの有無にかかわらず文化芸術活動に参加できる機会の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、文化芸術活動を通じて県民の間における障がい及び障がい者に関する相互理解が増進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

３　県は、障がい者による文化芸術活動の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（支援）

第二十六条　県は、共生社会づくりの推進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

２　県は、市町村が共生社会づくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第二十七条　県は、共生社会づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。